

---

 国際調査機関（補充調査） シンガポール知的所有権庁 附属書 S I S A  
 S G S G
 

---

国際事務局に支払うべき手数料 <sup>1</sup>	通貨：スイス・フラン（CHF）
補充調査手数料（PCT規則45の2.3） <sup>2</sup>	CHF 1,507
補充調査取扱手数料 （PCT規則45の2.2）	CHF 200
後払手数料（PCT規則45の2.4(c)）	CHF 100
国際調査機関に支払うべき手数料	通貨：シンガポール・ドル（SGD）
検査手数料（PCT規則45の2.6(c)）	SGD 650
補充国際調査報告に列記された文献の 写しのための手数料 （PCT規則45の2.7(c)）	1書類につき SGD 30
国際出願の一件書類中の文書の写しの ための手数料（PCT規則94.1の3）	1書類につき SGD 30
補充調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す  補充調査請求書が国際調査機関に送付されておらず、国際出願 が取下げられた若しくは取下げられたものとみなされた場合、 又は補充調査請求が取下げられた若しくは行われなかったもの とみなされた場合、国際事務局は補充調査手数料を払い戻す （PCT規則45の2.3(d)参照）：100%払戻し  作業の開始前に、補充調査請求が行われなかったものとみなさ れた場合、国際調査機関は補充調査手数料を払い戻す（PCT 規則45の2.3(e)参照）：100%払戻し
補充国際調査のために受理する言語	英語、中国語
調査しないこととしている対象	PCT規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、シンガ ポールの特許法の規定に従い特許付与出願において調査される いずれかの対象を除く。
補充国際調査に含まれる文献の範囲	PCT最小限資料に加えて、国際調査機関は少なくとも、同機 関が調査のために保有している英語及び中国語の文献を含める
補充国際調査の制限	補充国際調査の請求が許容範囲を超える場合、国際調査機関は 国際事務局に通告する

[次頁に続く]

- 
- 1 国際事務局に対する手数料支払の詳細については、[www.wipo.int/pct/en/fees/special.html](http://www.wipo.int/pct/en/fees/special.html) のWIPO  
ウェブサイトを参照。
  - 2 この手数料はシンガポール・ドル建てで国際調査機関が定め、シンガポール・ドルとスイス・フランとの為  
替変動を反映させるため適宜変更される。

S G

国際調査機関（補充調査）  
シンガポール知的所有権庁（続き）

S G

国際調査機関は、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列リストを要求するか？  
(PCT規則13の3.1及び45の2.5(c))

要求する

機関が要求する電子媒体の種類

CD-R, DVD-R

委任状の提出要件の放棄

国際調査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？

している<sup>3</sup>

別個の委任状が要求される特別の状況

代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者が出願後に行為をした時、又は代理人若しくは共通の代表者が出願人を代理して行為する権能を有しているか明らかでない時

国際調査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？

している<sup>3</sup>

包括委任状の写しが要求される特別の状況

代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者が出願後に行為をした時、又は代理人若しくは共通の代表者が出願人を代理して行為する権能を有しているか明らかでない時

<sup>3</sup> 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。